

地域計画(変更案)

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	倉敷市 (33202)
地域名 (地域内農業集落名)	真備町服部 (谷本・遠田・関屋・新田・金谷・八高)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	57.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	54.9 ha
② 田の面積	55.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	7.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	16.0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区の真谷川以西の農地は基盤整備済の区域であり、集落営農組合法人が農地を引き受けて水稻、麦、大豆等を耕作している。個人農家が離農する際には組合が農地を引き受け、整備区域全域を集積・集約化する予定である。

真谷川以東の区域の農地は未整備のため、小規模な農地や、区画は大きくても割田(一区画の中で、畦は無いが所有者が複数に分かれており、それぞれ耕作者が異なる農地)が多いため、一体的に耕作できない農地があり、農地の条件改善が課題となっている。地域内外の法人や60代以下の大規模担い手が数名いるが、現在は耕作地が分散しているため、農地の集約化が課題となっている。

【地域の基礎的データ】

- ・認定農業者:6経営体
- ・主な作物:水稻、麦

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

西側の整備区域は引き続き集落営農組合法人が一体的に耕作し、農地を維持していく。

東側の区域は担い手が引き受けて効率的に営農ができるよう簡易な整備(畦畔除去等)などにより一体的、効率的に耕作できる農地の確保を目指す。また、高齢の個人農家が離農する際や貸借契約の更新の際に担い手間の耕作地の交換による農地の集約化を進めていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
集落営農組織及び認定農業者や新規就農者等担い手に農地の集積・集約化を進め、地域内農地の維持・保全を図る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	48.7	%	将来の目標とする集積率 88.8 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農地の集積・集約化を進め、農地の集団化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地の集積を進めるとともに、耕作者の交換等により農地の集約化を進める。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
貸付意向のある農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に担い手への集積・集約化を進める。	
(3)基盤整備事業への取組	
畦畔除去による農地の区画拡大等の簡易な整備の検討により、効率的に営農できる農地の確保を図る。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JA等と相談体制を確立し、農地貸借手続きや技術的指導の支援を行っていく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
地域の担い手への作業委託により合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考	
認農	農業者F	水稻・麦・白大豆	17.4 ha	ha	水稻・麦・白大豆	23.6 ha	ha	F		
認農	農業者E	水稻・麦	6.1 ha	ha	水稻・麦	11.9 ha	ha	E		
認農	農業者C	水稻・麦	1.8 ha	ha	水稻・麦	2.8 ha	ha	C		
認農	農業者A	水稻・ニンニク・白ごま	1.4 ha	ha	水稻・ニンニク・白ごま	3 ha	ha	A		
認農	農業者D	水稻・ニンニク	1.1 ha	ha	水稻・ニンニク	7.1 ha	ha	D		
認農	農業者B	水稻・ニンニク	0 ha	ha	水稻・ニンニク	2.3 ha	ha	B		
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
計	6経営体		27.8 ha	0 ha		50.7 ha	0 ha			

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
	該当者なし		

6 目標地図(別添のとおり)

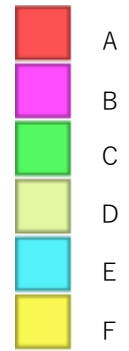
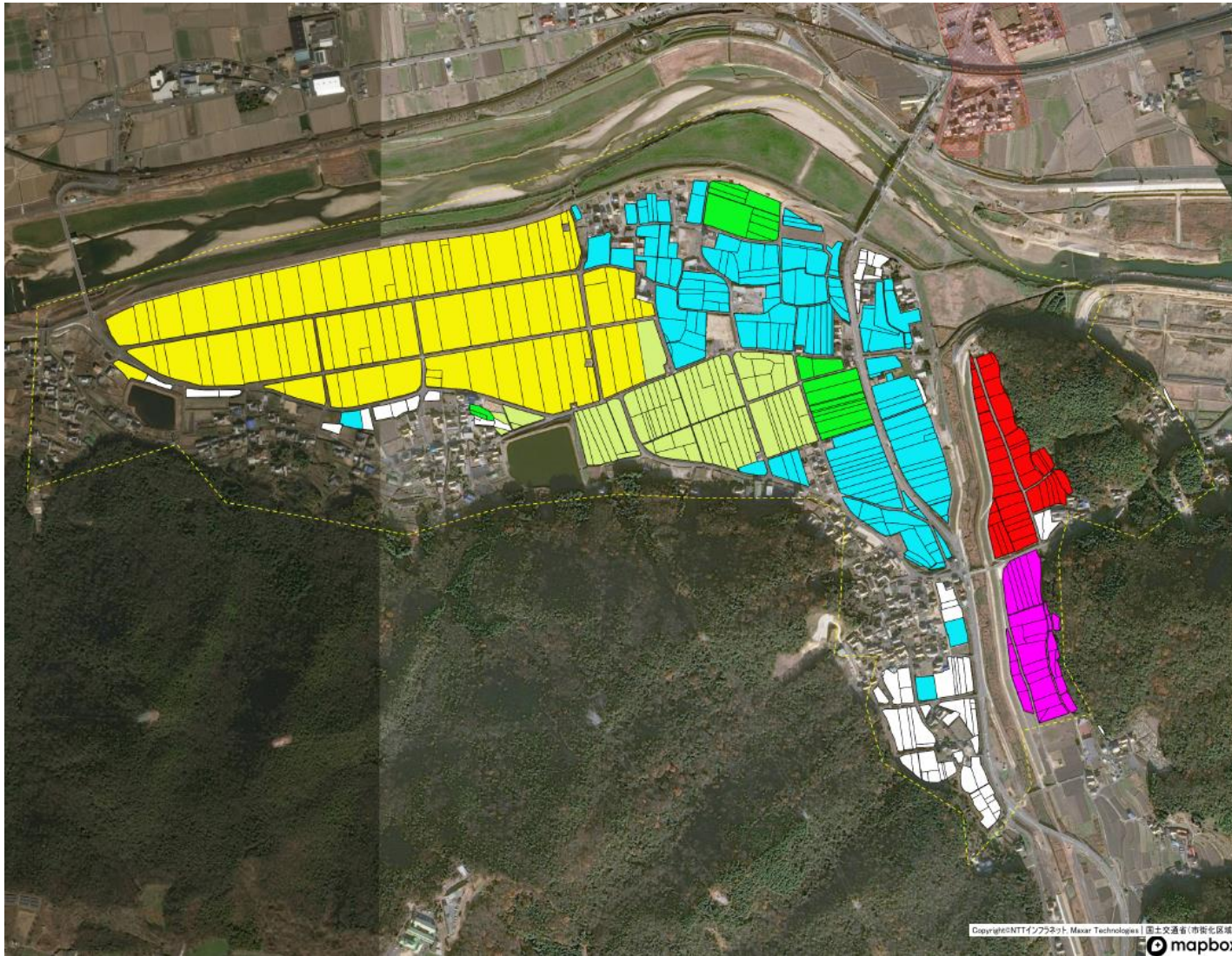
7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

真備町服部



白色は地域計画区域内で検討中の農地